

学費の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の
充実を求める意見書

今日、全国では約3割、新潟県では約2割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は、公立高校と同様に公教育の場として、大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度の見直しにより年収590万円未満世帯への支援金増額により授業料負担は一定に軽減されました。さらに、令和2年度には2回目の制度見直しが予定され、年収590万円未満世帯の授業料無償化が見込まれています。

しかし、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設整備費の保護者負担は残されます。5,650円の入学金負担だけで済む公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。県内私立高校アンケート（2019年実施）によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子どもたちの心にも重くのしかかっていることが示されています。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私格差是正が強く望まれます。

つきましては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 国及び県が責任をもって、私立高校生への就学支援金制度や学費軽減制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月25日

小千谷市議会議長 田 中 淳

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
新潟県知事